

公開草案に関する質問

確認なのですが、資本準備金の取崩し関係と
その他剰余金から配当を受けた株主の会計処理について、
適用指針は、平成 14 年 4 月 1 日以後適用と
なっていますので、3 月決算の会社が、14 年 6 月の
株主総会の決議により、資本準備金を取崩し、配当原資と
した利益処分案およびその配当を受けた株主が適用になる
という解釈でよいでしょうか。

また、仮に、12 月決算の会社が、14 年 3 月に改正商法に
基づいて、資本準備金を取崩し、配当を行った場合には、
今回の公開草案の会計処理は
適用されないということでしょうか？
よろしく申し上げます。

(株)ジェイアール東日本マネジメントサービス
業務第一部 矢部 京子